

より、次年度の申請ができます。
(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

戸籍証明書などの広域交付の開始

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、以下のことが出来るようになりました。

【戸籍証明書等の広域交付】

本籍地以外の市町村の窓口で戸籍証明書等の請求ができます。

◆請求できる方

本人、配偶者、父母・祖父母(直系尊属)、子・孫(直系卑属)

◆必要書類

運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真入りの官公庁が発行した本人確認書類

◆広域交付可能な証明書

全部事項証明書、除籍全部事項証明書、改製原戸籍謄本、除籍謄本
※個人事項証明書(戸籍抄本)、戸籍附票は広域交付の対象外です。
※請求内容等によっては、お時間を要したり、即日交付ができない場合もあります。

【戸籍の届出に戸籍証明書などの添付が不要】

これまで戸籍証明書等の添付が必要だった戸籍の届出(転籍届、婚姻届等)について、原則添付が不要となります。

【問合せ先】

東通村住民課

☎ 0175-33-2135

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が出向いて、看護職の皆さまのお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

【開催日】

4月10日、5月8日、6月12日、7月10日、8月14日、9月11日、10月9日 ※開催はすべて水曜日

【場所】

ハローワークむつ
【時間】 13:00~16:00まで随時受付
※青森県ナースセンター(青森市)では月曜日から金曜日の9:00~16:00まで、来所・電話・メール等で随時相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

【問合せ先】

公益社団法人青森県看護協会
青森県ナースセンター
〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階

☎ 017-723-4580

FAX 017-735-3836

✉ aomori@nurse-center.net

定額減税に関する特設サイトを開設し、パンフレットや Q&A 等を掲載していますのでご覧ください。

また、給与支払者向けに下記コールセンターで所得税定額減税制度における給与の源泉徴収等に関するご相談・お問合せを受け付けておりますのでご利用ください。

【定額減税特設サイト(国税庁 HP)】

URL:<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.html>

【特設サイト QR コード】

【問合せ先(給与支払者向け)】

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

☎ 0570-02-4562

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入し、保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】 128万円+(扶養親族の数×38万円)+社会保険料控除等

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。

申請の流れについては、東通村役場住民課窓口や年金事務所等で申請書を手厚していただき、記入後提出していただきます。

※申請の際には在学期間がわかる学生証または在学証明書が必要です。

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までの1年間となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことに

お知らせ

募集

イベント情報



陸奥湾ホタテガイ高水温被害を受けた方に対する県税の減免措置等について

令和5年7月中旬から同年10月中旬までの間の陸奥湾の高水温によるホタテガイの被害を受けた場合には、県税の減免等の特例措置の制度があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ先】

下北地域県民局県税部

☎ 0175-22-8581

(内線210、211)

相続登記の申請義務化について

令和6年4月1日から、土地・建物の相続登記の申請が義務化されました。

土地・建物を相続により取得したことを知った日から3年以内に法務局に相続登記を申請することが、法律上の義務になります。

令和6年4月1日以前に相続した土地・建物についても、相続登記がされていない場合は、義務化の対象となりますので、令和9年3月31日までに登記する必要があります。

【問合せ先】

青森地方法務局むつ支局

☎ 0175-23-3202(音声案内2番)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

【振込口座の変更届出について】

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ず東通村税務課へ届出してください。

届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

【問合せ先】

東通村税務課国民健康保険グループ

☎ 0175-33-2134(直通)

所得税の定額減税について

令和5年12月22日に閣議決定された税制改正大綱により、令和6年分の所得税について、定額による税額の特別控除(定額減税)が実施されることになりました。

所得税の定額減税について、国税庁では国税庁ホームページ内に